

災害時における一部負担金等の免除の取扱いについて(抜粋)

1 一部負担金等の免除の対象となる被害

(1) 対象となる災害

本措置の対象となる災害は、災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けた市町村が一以上ある災害であること。

(2) 対象となる被害

本措置の対象となる被害は、(1)の災害による被害であって次に掲げるものをいう。

ア 住宅又は家財の被害であって、被害額が当該住宅又は家財の価額の概ね3分の1以上である損害

イ その他アに類する財産上の損害

(3) (2)のアについては、当該損害を受けた住宅又は家財につき、現在購入することとした場合の価額により3分の1以上の損害額を算定することを原則とする。

この場合、住宅の被害については、「災害の被害認定基準について(平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知)」に規定する被害の認定基準による住家全壊及び住家半壊を、(2)のアの損害として取り扱う。

(4) 被害の認定は、一部負担金等の免除を受けようとする者の申告に基づき、被害に係る地方公共団体等による証明書(り災証明書)の提出により確認するものとする。

(5) (2)のアの住宅又は家財の損害は、その者の所有に係る住宅又は家財の損害であることを原則とするが、住宅が全壊して、引き続き居住できなくなった場合は、借家についても(2)のアに該当するものとして差し支えないものとする。

2 一部負担金等の免除

被保険者が1の(2)のいずれかの事由に該当したことにより、その生活が著しく困難となった場合において必要があると認めるときは、当該被保険者の申請により、当該被保険者及びその扶養者に係る次に掲げる一部負担金等の支払いを免除する。

① 一部負担金

② 保険外併用療養費(自己負担額)

(食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く。)

③ 訪問看護療養費(自己負担額)

④ 家族療養費(自己負担額)

(食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く。)

⑤ 家族訪問看護療養費(自己負担額)

3 申請書

- (1) 一部負担金等の免除の措置を受けようとする被保険者又はその被扶養者(以下「被保険者等」という。)は、あらかじめ「一部負担金等免除申請書」(別紙様式1)を提出する。
- (2) 一部負担金等の免除申請期間及び有効期限は、災害救助法適用日からその月を含めた6ヶ月目の月末とする。
- (3) 申請書の提出に際しては市区町村等が発行する「り災証明書」(写)を添付する。ただし、申請期間内に証明書が発行されない場合、後日の提出で構わないものとする。
- (4) 免除証明書を提示できず、免除対象期間内に支払った一部負担金等については、「健康保険一部負担金等還付申請書」(別紙様式2)に基づき還付する。

4 証明書の交付

一部負担金等の免除を受けた者が、保険医療機関、保険薬局及び指定訪問看護事業者(以下「保険医療機関等」という。)について療養の給付、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、家族療養費の支給又は家族訪問看護療養費の支給(以下「療養の給付費等」という。)を受けようとするときは、免除証明書を健康保険被保険者証に添えて当該保険医療機関等に提出しなければならない。

5 保険医療機関等における取扱い

証明書の交付を受けた者が、保険医療機関等から療養の給付等を受ける際に健康保険者証に当該証明書を添えて提出した場合、一部負担金等の支払いを要しない。

6 免除の取消

保険者は、偽りの申請その他不正の行為により一部負担金等の免除を受けた者がある場合においてこれを発見したときは、ただちに当該一部負担金等の免除を取り消す。

この場合において、当該被保険者等が保険医療機関等について療養の給付等を受けたものであるときは、保険者は、ただちに、免除を取り消した旨及び取消の年月日を当該保険医療機関等に通知するとともに、当該被保険者等がその取消の日の前日までの間に免除によりその支払を免れた額を当健康保険組合に返還させる。

この取扱いは平成19年7月1日から施行する。